

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月11日

【会社名】 株式会社十六フィナンシャルグループ

【英訳名】 Juroku Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池田直樹

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 岐阜県岐阜市神田町八丁目26番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長池田直樹は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を踏まえて、評価対象とする業務プロセス及び決算・財務報告プロセスとしての固有の業務プロセスを選定いたしました。当該プロセスの評価においては、選定されたプロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について、整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセス及び決算・財務報告プロセスとしての固有の業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、その他の連結子会社は財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

重要な事業拠点については、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を踏まえるなか、当社グループは銀行業務を中心に金融サービス等に係る事業を行っており、各事業拠点の収益の認識方法や管理方法に大きな相違はないため、当連結会計年度の連結経常収益(内部取引の連結消去前)を指標に選定いたしました。なお、全社的な内部統制の評価結果は良好であると判断したため、その連結経常収益のおおむね3分の2程度に達している1事業拠点(十六銀行)を重要な事業拠点としております。選定した重要な事業拠点においては、銀行業務は基本的に預金等で資金調達を行い、貸出金や有価証券等で資金運用を行うため、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸出金、有価証券、預金及びこれらに直接的に関連する損益項目に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。また、昨今事業の影響の大きい役員取引等収益に至る業務プロセスも評価項目として選定しております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス等を追加的に評価の対象としております。具体的には、貸倒引当金算定業務等を追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当事業年度末日時点において、財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。